

-四條畷市暴力団排除条例の施行に伴う事業者からの「誓約書」の提出について

平成24年4月1日から四條畷市暴力団排除条例が施行されました。この条例は暴力団による不当な行為その他暴力団を利する行為を防止し、及びこれらにより市の事務若しくは事業市の区域における事業活動又は市民の生活に生ずる不当な影響を排除すること等を目的としており、公共工事等の公金が暴力団等の反社会的勢力の資金源となることのないよう、公共工事等の受注に際し、四條畷市と契約を締結する元請負人及び下請負人等の方は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の「誓約書」の提出が必要です。

記

- 1 対象 契約金額250万円以上の元請人及び下請負人等
(施工体系図に記載されない資材・原材料等の納入業者を含む。)
- 2 様式 別紙（元請用・下請用）
- 3 提出期限
 - ・元請負人は、当該公共工事等の契約時に提出
 - ・下請負人等については、当該下請契約等を締結する際に、元請負人を通じて提出
- 4 誓約書の内容に違反した場合に対する措置
 - ・元請負人が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合は、当該契約を解除して、違約金を徴収します。
 - ・四條畷市の入札参加資格を有する元請負人及び下請負人等は、四條畷市公共工事等暴力団排除措置要綱（以下「措置要綱」という。）に基づき一定期間（2年又は1年+改善されるまで）入札参加除外措置を行い、その内容を公表します。
 - ・下請負人等で四條畷市の入札参加資格を有していない場合、措置要綱に基づき一定期間（2年又は1年）入札参加除外措置を行い、その内容を公表します。
- 5 誓約書を提出しない場合に対する措置
 - ・元請負人が誓約書を提出しない場合は、当該契約の締結は行いません。
 - ・四條畷市の入札参加資格を有する元請負人及び下請負人等が誓約書を提出しない場合は、四條畷市建設工事等指名停止要綱に基づき、指名停止措置を講じます。
- 6 誓約違反の措置を適用する範囲
 - ・誓約書の内容に違反した事実が契約期間中に発生した場合（改善された事実があっても排除措置する。）
 - ・誓約書の内容に違反した事実が契約締結前に発生していた場合（ただし、契約までに改善された場合は排除措置しない。）